公益財団法人 黒潮生物研究所競争的資金等の 運営・管理に関わる全ての構成員の行動規範

理事長 深田 純子

1. 公益財団法人 黒潮生物研究所(以下、財団という)において、競争的資金等の運営・ 管理に関わるすべての者(以下「構成員等」という。)は、研究が社会に及ぼす大きな影響 と重い責任を自覚し、自らの研究の立案・計画・申請・執行・報告などの過程において高い 倫理性を発揮し、競争的資金等の適正な使用をはじめ誠実に行動する責任を有する。

ここに、構成員等が、財団において管理する競争的資金等を執行する上で、基準となるべき「行動規範」を定め、一人ひとりがこれを自覚・実践し、最大限の研究成果を挙げ、その成果を社会に還元するよう努力するものとする。

- 2. 構成員等の研究者は、次の行動規範にしたがって行動するものとする。
- (1) 研究従事者としての誇りと自覚をもち、その使命を達成するため自律した行動をする。
- (2) 研究費の不正使用を行わない。
- (3) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
- (4) 研究費の不正使用に加担しない。
- (5) 研究費の不正使用を黙認しない。
- 3. 構成員等の研究費を取り扱う職員にあっては、 次の行動規範に従って行動するものとする。
- (1) 財団の不正行為の防止に関する規程に則り、コンプライアンスに疑義を生じない行動をとり、その趣旨に沿った行動を研究者に徹底させる。
- (2) 研究費の不正使用をしない。
- (3) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
- (4) 研究費の不正使用に加担しない。
- (5) 研究費の不正使用を黙認しない。